

全国商工新聞

長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2020年
5月25日
第2005号

新型コロナウイルス対策
資金繰り・納税緩和など
民商に相談を

持続化給付金などの申請とともに、納税猶予や国保料・国民年金の減免制度を有効に使いましょう

新型コロナウイルス感染症拡大により、長岡民商には会内外から連日多くの相談が寄せられています。中でも「持続化給付金」の問い合わせが多く、これまでに4人の会員が長岡民商から給付金の電子申請を行いました。県の休業要請に応じて4月26日から5月6日まで休業した場合、「休業協力金」10万円の支給対象となります。また、5月7日～20日までの休業要請に関する協力金の支給（加算）も5月19日現在、予定されています。先週、一覧表の中でお知らせしましたが、詳しくは長岡民商にご相談ください。

5・11号で「融資・信用保証一覧」を、同18号では「生活福祉資金・給付金・助成金等一覧」を、そして今回は「納税猶予等一覧」をお届けします。

所得税、法人税、消費税など国税には納期限から1年間、延滞税・担保ともに不要の「納税の猶予制度の特例」が創設されました。①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。②一時に納税することが困難であることが特例猶予の要件です。地方税、社会保険料、労働保険料にも同様の猶予制度があります。但し、いずれも減額・免除の制度ではないことに注意が必要です。

一方、国民健康保険料・国民年金保険料には減免制度が設けられます。それぞれ一定の要件を満たすと、減額・免除の対象となります。ただでさえ高い国保料・国民年金保険料、減免制度を有効に使い、新型コロナウイルス禍を乗り切りたいでしょう。

新潟県においては緊急事態宣言が解除されましたが、終息の見通しは立っていません。お知り合いや仕事仲間にも一覧表を見せ、「民商に相談を」と勧めてください。

生活福祉資金・給付金・助成金等一覧
先週お届けした「生活福祉資金・給付金・助成金等一覧」の裏面「3. 長岡市独自の支援策」の「長岡市事業継続緊急支援金」の欄に誤りがありました。お詫びするとともに、左のように訂正します。申し訳ありませんでした。

お詫びと訂正

訂正箇所は、太字部分と取り消し線部分の2箇所です。

3. 長岡市独自の支援策

創設機関名等	支援金・補助金名目/制度の趣旨	支給対象者	支給額等
長岡市	長岡市事業継続緊急支援金 制度の趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少を背景に、中小企業等の経営を圧迫する事業所（店舗）の賃借料の一部を市が負担し、事業の継続に向けた取り組みを支援する。	次の条件を全て満たす中小企業等。 ①小売業、飲食サービス業、製造業、建設業など。 ②個人事業主の場合は、申請時点において市内に事業所を有していること。 ③令和2年2月から5月までのいずれか1か月における売上額が、前年同月の売上額よりも20%以上減少していること。前年同月に事業を行って売上がない場合は、令和元年11月から令和2年1月までのうち、事業を行った月の売上平均額を比較等、事業の内容に合わせて対応。 ④加算の維持や事業継続のための意思を有していること。等	①家賃相当額の補助 市内事業所（店舗）の賃貸借契約に基づく賃借料の3か月分。但し、次の金額を上限とする。 自己所有の場合も申請可能。 ・常時使用する従業員（専従者を除く）が9人以上 15万円 ・常時使用する従業員（専従者を除く）が10人以上 30万円 ※土地（駐車場を含む）の賃借料は対象外とする。 ②固定資産税相当額の補助 上限10万円
	注1：制度（対象者）拡大 事業所を自己所有している場合でも、対象要件を満たせば固定資産税相当額の補助（上限10万円）の申請が可能に。		

（水道・下水道料金（2か月分）を加えた申請も可能に）
市内に「本社や主たる事業所」を有する中小企業や個人事業主で、売上高が前年同月比で30%以上減少した場合、
・賃貸契約に基づく家賃支払いがあり、従業員が9人以上→上限額15万円 10人以上→上限額30万円
家賃相当額（3か月分）で上限額に達しない場合、水道・下水道料金（2か月分）を加えて申請できる。
・自己所有の事業所（店舗）がある→上限額10万円固定資産税（建物・償却資産）の年税額の1/4相当額に、水道・下水道料金（2か月分）を加えて申請できる。

長岡民商労働保険事務組合・建設業一人親方組合
労働保険料第1期分引落日（納入期限）延期等のお知らせ
新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、第1期分の労働保険料（一般労働保険料）の引き落とし期日が6月26日→8月7日に延期となりました。これに伴い、一人親方労働保険料の納入期限も6月15日→7月15日にします。労働保険料納付猶予の制度も創設されましたので、詳しくは長岡民商にご相談ください。各事業所には後日改めてお知らせをお届けします。